平成２２年（フ）第９２７号
大阪府和泉市坪井町161番地
債務者　池治こと　翁　寸水枝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
大阪府岸和田市磯上町１丁目12番７号
債務者　西村　和子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３３号
大阪府和泉市室堂町715番地の３Ｂ―202、前住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―４―305
債務者　藤本　美咲
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
香川県さぬき市大川町富田東４番地１
債務者　井上　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２６号
香川県高松市成合町490番地11
債務者　三好　照清
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６６号
香川県高松市東山崎町514番地市住Ｅ―18
債務者　宮﨑由起美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６８号
香川県高松市屋島西町2286番地13
債務者　滝浪　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７４号
香川県高松市元山町956番地４
債務者　石田　悦子（旧姓大沢）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８５号
香川県高松市国分寺町国分636番地１国分寺マンション906号
債務者　雜賀　隆浩
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１２号
福岡県築上郡築上町大字東築城1000番地１
債務者　岩井　英樹
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
福岡県築上郡築上町大字安武924番地
債務者　奥野　紋章
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
福岡県豊前市大字千束142番地３
債務者　瀧上　晋輔
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
長崎県長崎市京泊２丁目５番18号、旧住所長崎県長崎市神浦上道徳町169番地
債務者　奥村真由美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
長崎県長崎市鳴見台１丁目56番５号
債務者　中山　史子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
長崎県長崎市上戸町１丁目６番46号
債務者　田川　　実
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
長崎県長崎市東立神町23番８号
債務者　杉本　伸二
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
長崎県五島市木場町173番地４
債務者　永尾美代子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第７２号
京都府亀岡市篠町森上垣内１番地９
債務者　野々口哲弘
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
京都地方裁判所園部支部破産係